

①出産予定日前に掛金免除申出書を提出する場合

産前産後休業掛金免除 ~~(変更)~~ 申出書

組合員の氏名		〇〇 ××	組合員等 記号・番号	△△△ - △△△△	
所属 機 関	名 称	〇〇市		産前休業のみ申請し、承認を受けている場合は、 出産予定日を記入してください。	
	所 在 地	〇〇市□□町1-2			
産前産後休業期間		初 日	△△年4月9日	末 日	△△年7月15日
		初 日 (変更後)	年 月 日	末 日 (変更後)	年 月 日
産前産後		出産予定日以前42日(多胎妊娠の場合は98日)から出産の日後56日までの期間で、産前産後休業を申請し、承認されている期間を記入してください。		出産予定日	△△年5月20日
				出 産 日	年 月 日
単胎又は多胎の別			○ 単 胎 ・ 多 胎		
<p>上記のとおり、掛金の免除 <del>(免除変更)</del> を申出します。</p> <p>山口県市町村職員共済組合理事長 様</p> <p>△△年△△月△△日</p> <p style="text-align: right;">住 所 〇〇市□□町1-1</p> <p style="text-align: right;">申 出 者 氏 名 共 済 花 子</p>					
<p>上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。</p> <p>△△年△△月△△日</p> <p style="text-align: right;">職 名 〇〇市長</p> <p style="text-align: right;">所属機関の長 氏 名 山 口 次 郎</p>					

- 備考)
- 派遣職員に係る請求書の記載事項について、「所属機関の名称及び所在地」にあつては、「派遣先団体の名称及び所在地」を記入する。
  - 産前産後休業とは、出産日（出産予定日の後に出産した場合は、出産の予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産の日後56日までの期間のうち、地方公共団体における特別休暇の産前産後休業を取得した期間であること。
  - 掛金の免除期間は、産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間であること。

②実際の出産日が出産予定日より早くなった場合  
 条例上の産前休暇が42日(6週間)の場合 → 産後休業の末日が変更

産前産後休業掛金免除(変更)申出書

組合員の氏名		○○ ××	組合員等 記号・番号	△△△ - △△△△	
所属 機関	名称	○○市			
	変更前の期間を記入する	市□□町1-2			
産前産後休業期間		初日	△△年4月9日	末日	△△年7月15日
		初日 (変更後)	平成△△年4月9日	末日 (変更後)	△△年7月10日
産前産後休業に係る子の出産年月日		変更後の日付を記入する		△△年5月20日	
		出産日	△△年5月15日		
単胎又は多胎の別		単胎・多胎			
<p>上記のとおり、掛金の免除(免除変更)を申出します。</p> <p>山口県市町村職員共済組合理事長 様</p> <p>△△年△△月△△日</p> <p>住所 ○○市□□町1-1</p> <p>申出者 氏名 共済 花子</p>					
<p>上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。</p> <p>△△年△△月△△日</p> <p>職名 ○○市長</p> <p>所属機関の長 氏名 山口 次郎</p>					

- 備考)
- 派遣職員に係る請求書の記載事項について、「所属機関の名称及び所在地」にあっては、「派遣先団体の名称及び所在地」を記入する。
  - 産前産後休業とは、出産日(出産予定日の後に出産した場合は、出産の予定日)以前42日(多胎妊娠の場合は98日)から出産日の後56日までの期間のうち、地方公共団体における特別休暇の産前産後休業を取得した期間であること。
  - 掛金の免除期間は、産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間であること。

③実際の出産日が出産予定日より早くなった場合  
 条例上の産前休暇が42日(6週間)より長い場合 → 産前休業の初日及び産後休業の末日が変更

産前産後休業掛金免除(変更)申出書

組合員の氏名		〇〇 ××	組合員等 記号・番号	△△△ - △△△△	
所属 機関	名称	〇〇市			
	変更前の期間を記入する	市□□町1-2			
産前産後休業期間		初日	△△年4月9日	末日	△△年7月15日
		初日 (変更後)	△△年4月4日	末日 (変更後)	△△年7月10日
変更後の期間を記入する		出産予定日	△△年5月20日		
産前産後休業に係る子の出産年月日		出 産 日	△△年5月15日		
単胎又は多胎の別		単胎・多胎			
<p>上記のとおり、掛金の免除(免除変更)を申出します。</p> <p>山口県市町村職員共済組合理事長 様</p> <p>△△年△△月△△日</p> <p>住 所 〇〇市□□町1-1</p> <p>申 出 者 氏 名 共 済 花 子</p>					
<p>上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。</p> <p>△△年△△月△△日</p> <p>職 名 〇〇市長</p> <p>所属機関の長 氏 名 山 口 次 郎</p>					

- 備考)
- 派遣職員に係る請求書の記載事項について、「所属機関の名称及び所在地」にあつては、「派遣先団体の名称及び所在地」を記入する。
  - 産前産後休業とは、出産日(出産予定日の後に出産した場合は、出産の予定日)以前42日(多胎妊娠の場合は98日)から出産日の後56日までの期間のうち、地方公共団体における特別休暇の産前産後休業を取得した期間であること。
  - 掛金の免除期間は、産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間であること。

④実際の出産日が出産予定日より遅くなった場合 … 産後休業の末日が変更

産前産後休業掛金免除 (変更) 申出書

組合員の氏名		○○ ××	組合員等 記号・番号	△△△ - △△△△	
所属 機関	名称	○○市			
	所	○○市□□町1-2			
産前産後休業期間		初日	△△年4月9日	末日	△△年7月15日
		初日 (変更後)	△△年4月9日	末日 (変更後)	△△年7月20日
産前産後休業に係る子の出生予定日		変更後の日付を記入する		△△年5月20日	
		出生予定日		△△年5月20日	
		出産日		△△年5月25日	
単胎又は多胎の別		単胎 ・ 多胎			
<p>上記のとおり、掛金の免除 (免除変更) を申出します。</p> <p>山口県市町村職員共済組合理事長 様</p> <p>△△年△△月△△日</p> <p>住所 ○○市□□町1-1</p> <p>申出者 氏名 共済 花子</p>					
<p>上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。</p> <p>△△年△△月△△日</p> <p>職名 ○○市長</p> <p>所属機関の長 氏名 山口 次郎</p>					

- 備考)
- 派遣職員に係る請求書の記載事項について、「所属機関の名称及び所在地」にあっては、「派遣先団体の名称及び所在地」を記入する。
  - 産前産後休業とは、出産日（出産予定日の後に出産した場合は、出産の予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産日の後56日までの期間のうち、地方公共団体における特別休暇の産前産後休業を取得した期間であること。
  - 掛金の免除期間は、産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間であること。

⑤出産後に初めて掛金免除申出書を提出する場合  
 ※産前休業期間の掛金が免除されていないため、還付の手続きが必要

## 産前産後休業掛金免除 ~~(変更)~~ 申出書

組合員の氏名		〇〇 ××	組合員等 記号・番号	△△△ - △△△△	
所属 機 関	名 称	〇〇市			
	所 在 地	〇〇市□□町1-2			
産前産後休業期間		初 日	△△年4月9日	末 日	△△年7月20日
		初 日 (変更後)	平成 年 月 日	末 日 (変更後)	平成 年 月 日
産前産後	出産予定日以前42日(多胎妊娠の場合は98日)から出産の日後56日 までの期間で、産前産後休業を申請し、承認されている期間を記入してください。		出産予定日	△△年5月20日	
			出 産 日	△△年5月25日	
単胎又は多胎の別			<input checked="" type="radio"/> 単胎 <input type="radio"/> 多胎		
上記のとおり、掛金の免除 <del>(免除変更)</del> を申出します。 山口県市町村職員共済組合理事長 様 △△年△△月△△日  申 出 者 住 所 〇〇市□□町1-1 氏 名 共 済 花 子					
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 △△年△△月△△日  所 属 機 関 の 長 職 名 〇〇市長 氏 名 山 口 次 郎					

- 備考)
- 派遣職員に係る請求書の記載事項について、「所属機関の名称及び所在地」にあつては、「派遣先団体の名称及び所在地」を記入する。
  - 産前産後休業とは、出産日（出産予定日の後に出産した場合は、出産の予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産の日後56日までの期間のうち、地方公共団体における特別休暇の産前産後休業を取得した期間であること。
  - 掛金の免除期間は、産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間であること。